

寄附のお願い

私たちは2021年9月に設立された、次世代の人材育成を目的とする法人です。次世代の人材育成は国の将来にとって極めて重要な課題です。複雑で不確実な世の中で活躍する人材を育てるためには初等中等教育段階から問題発見、課題解決、創造力の醸成、俯瞰的な物事の捉え方を身に付ける必要がありますが、我が国にはそのための十分な環境が整っていません。そのため、これらの能力を育むための手段として、STEAM(Science, Technology, Engineering, liberal Arts, Mathematics)に着目し、学びのイノベーションを進めていくことを考えています。私たちはSTEAMを基盤とし、社会総出で、産学官公教が連携する画期的な組織を目指し、活動を拡大していきます。

本活動を推進するにあたり、皆様方からのご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

寄附のお申し込み方法

1. 添付「寄附金等取扱規程」をご確認の上、寄附申込(【Google フォーム】
<https://forms.gle/vbPkaUWDUQAuhs1C9>)に必要事項をご記入し、送信してください。
2. お申し込み内容を確認後、寄附金の受け入れ可否についてご連絡させていただきます。

添付

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人学びのイノベーション・プラットフォーム（以下「当法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、寄附金は次の3種類としそれぞれ以下のとおり定義する。

- ① 一般寄附金 使途が特定されていない寄附金
- ② 特定寄附金 使途があらかじめ特定された寄附金
- ③ 寄附型クラウドファンディング クラウドファンディング事業者を通じて募集する寄附金

(受入基準)

第3条 当法人は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているときイ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与することロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
ニ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡または使用させること
ホ その他理事長が当法人の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金を受け入れることにより、当法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金が定款第4条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(受入手続き)

第4条 寄附金を当法人に寄附しようとする者は、書面または当法人のホームページ上の回答様式への入力にて寄附金の申し込みを行う。

- 2 当法人は、前項により寄附金の申込を受理したときは、代表理事は第3条の基準に該当しない記載であることを確認のうえ受入れの可否を決定する。
- 3 代表理事は寄附金の受け入れの可否を、寄附者に対しすみやかに通知する。
- 4 第2条③の寄附金については本条、第5条、第6条は適用されず、クラウドファンディング事業者との間で定めた手順に従う。

(受領書等の送付)

第5条 寄附金を受領したときは、原則として礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2. 前項の受領書には、この法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金に係る結果の報告)

第6条 当法人は、寄附者の求めに応じて寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもってこれに代えることができるものとする。

2. 当法人は、寄附者の求めに応じて当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(情報公開・情報管理)

第7条 当法人は、受け入れた寄附について、寄附者の承諾を得て、寄附者の氏名または名称を本法人のWebサイトや当該年度の事業報告書等に公開することができる。

2. 当法人は、前号に掲げる寄附者に関して知り得た情報については、個人情報等管理規程に従い、細心の注意を払って情報の管理に努める。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は理事長が別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和5年5月16日から施行する。